

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ見直しに伴う
令和5年5月8日（月）からの医療機関への受診について

新型コロナウイルス感染症が、5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられる予定です。医療機関を受診される場合は、次のとおり対応をお願いします。


※ この内容は、令和5年5月8日に新型コロナ感染症が5類感染症に位置付けられた場合のお知らせです。

1 発熱の有無に関わらず、高齢者等重症化リスクの高い方への感染リスクを防ぐため、医療機関受診の際はマスクの着用をお願いします。



©袋井市

2 発熱や咳などの症状で受診を希望される場合は、

かかりつけ医が <u>いる</u> 場合	かかりつけ医に電話をして相談後に受診してください。
かかりつけ医が <u>いない</u> 場合	<p>静岡県のホームページや発熱等受診相談センターで受診可能な医療機関を確認し、電話をしてから受診してください。</p>  <p><県ホームページ></p> <p>○発熱等受診相談センター 電話:050-5371-0561</p>

<陽性となった場合>

- ・保健所からの療養支援・健康支援はありません。医療機関の指示で、治療・療養を行ってください。
- ・ご自身で購入した検査キット使用時の保健所への結果報告（登録）は、必要ありません。

3 新型コロナウイルス感染症に係る医療費について、公費支援が一部を除いて無くなり、自己負担が発生します。

		5/7まで	5/8から
	主な医療の種類	自己負担の有無	自己負担の有無
外来	初診料等	有り	有り
	検査等	無し	有り
入院	治療費	無し	有り ※ 当面、R5.9まで高額療養費の自己負担限度額から最大2万円を減額
薬	解熱剤・鎮咳薬	無し	有り
	新型コロナ治療薬の薬代のみ (ゾコーバ、ラゲブリオ等)	無し	無し ※ 当面、R5.9まで公費支援有り

〔担当 袋井市総合健康センター 健康未来課 0538-84-6127
(袋井市久能2515番地の1) 保健予防課 0538-84-7815〕